

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 教育研究上の理念、目的

1) 短期大学としての6年間の実績

①短期大学の設置目的と教育目標、およびその追求

本学は、以下設置目的、教育目標を達成するために、平成10年度に看護学科単科から成る群馬パース看護短期大学として開設され、平成13年度に地域看護学専攻科を、平成14年度に理学療法学科を増設するとともに群馬パース学園短期大学と校名を変更した。

短期大学の設置目的

高齢化の進行をはじめとする社会変化のもと、保健医療従事者には高度かつ多様化した専門性が求められている。こうした要請に対応するため、豊かな教養と高い感性、ヒューマニティを有した保健医療従事者を育成すると共に、県内過疎地域の保健医療サービスの向上に寄与することを目的とする。

短期大学の教育目標

人間愛に根ざした深い教養をもつ社会人並びに医学・医療の進歩に適応する高い専門知識と技術を持ち、生命尊重の人間観、社会観とその使命感を有する視野の広い保健・医療・看護の実践者を育成することを目標とする。

これら設置目的、教育目標は、高齢化、少子化、疾病構造の変化といった状況下、人々が生涯を通じて地域・自宅で生活し、その質を追求・確保していけるよう、予防、治療、リハビリテーション、完治困難な慢性疾患や障害をもって生活する人の健康管理、社会生活上の問題解決、心理的問題解決、学校生活および職業生活を通じた心身の健康保持、男女共同参画社会の形成と相俟った個人・家族・地域の次世代育成能力と子育て環境の総合的な整備等、地域を基盤とした多元的・多面的対応が求められるようになっている、という認識に基づくものである。

上記設置目的、教育目標を達すべく、とくに高齢者のケアと、予防からリハビリテーション、さらに、救命救急医療、歯科保健、生活環境等を包括した地域ケアに重点を置いた教育課程を編成・実施するとともに、看護学科では、地域社会を越えて国際社会への貢献を願って国際保健医療協力に関わる科目を、理学療法学科では、理学療法の対象の多様化に応じて多領域の専門性を培えるよう科目を設定・実施してきた。

短期大学では、記録、分析、開示を通じて自らを対象化・透明化することにより、本学

の教育・研究活動の改善向上をはかることを目的に、平成 15 年度に、開学後 5 カ年間（平成 10 年度～14 年度）の教育活動 61 項目、研究活動 3 項目について、「A 十分である」「B 概ね十分だが改善の余地がある」「C ある程度の成果は認められるが改善の必要がある」「D 不十分であり大幅な改善が必要である」の 4 段階による自己評価を実施した。教育評価において、教育の内容および方法の目標達成度の判断は、主に学生の授業評価結果に注目して行った。その結果、教育評価は、A0%、B62.9%、C29.0%、D6.6%、研究評価は、A0%、B33.3%、C33.3%、D33.3%、という分布となった。改善の必要ないし余地があるとされた、主に教育の条件や枠組みにかかわる諸点は、教授会および各学科に還元され、四年制大学設立の必要性を含め、改善の方途が検討された。

②短期大学の入学生確保と卒業生の就職・進学の実績

短期大学としての 6 年間に、看護学科 7 期、地域看護学専攻科 4 期、理学療法学科 3 期の入学生選抜試験を実施してきた。これら入学試験における正規合格者の入学率は、看護学科 70%、理学療法学科 78%、地域看護学専攻科 84%と、高い水準を保ってきた。その一因に、理事会の直轄委員会（広報委員会）による組織的な広報活動の積み重ね、とくにそれを通じて高等学校あるいは進路担当教諭と信頼関係を築いてきたことを挙げることができる。

また、同 6 年間に、看護学科 4 期、地域看護学専攻科 3 期の卒業生を輩出してきた。これら卒業生に対し、学生 1 人あたりの有効求人倍率にして、看護学科 100 倍以上、地域看護学専攻科 2 倍、さらに未だ完成年次を迎えていない理学療法学科 6.2 倍と安定して多くの求人を得てきた。

全員の進路が確定済みの平成 15 年 3 月までの卒業生・修了生について見ると、就職を希望し国家試験を経た看護学科卒業生・地域看護学専攻科修了生の全員が就職し、また、看護学科においては、平成 13 年 3 月卒業生 10%、平成 14 年 3 月卒業生 12%、平成 15 年 3 月卒業生 16%、平成 16 年 3 月卒業生 22.7%と進学者が年々増加している。

平成 15 年に、卒業生が就職しているいくつかの主要な病院の看護部長を訪問し、卒業生の就職先での評価を調査したところ、次のような回答が得られた。

「国立 G 大学医学部附属病院」（所在地：群馬県前橋市）

就職後、職場・業務への適応が上手にできている。また、看護を良く理解して着任して

きていることが伺える。さらに、技能教育に時間をかける専門学校の卒業生と同等のものを身につけている。短大で良い教育が為された結果と考えられる。リーダーとしての能力の優劣は未知数だが、資質がよいため十分期待できる。今後さらに、専門教育はもちろん、基礎・教養科目を通じて幅広い人間教育をして欲しい。

「公立F総合病院」（所在地：群馬県藤岡市）

卒業生の特徴は、前向き、礼儀正しい、真面目、着実に確実に業務を行う、良い看護観をもっている、一生懸命頑張っているというのが卒業生一般に見受けられる。また、同期入職者の中で、目立つ存在であり、将来、人を束ねる立場に立つ頃が楽しみである。

短大時の教育の良い面がでていいると思われること、また、卒業生本人も、短大時の教育のおかげで今の自分たちがあることを自覚していることが分かる。

これからも本学と病院間で良い関係を保っていきたい。

「I市民病院」（所在地：群馬県伊勢崎市）

採用時にハードルの高い筆記試験を実施し、面接試験など数々の関門をくぐり抜けてきた学生のためそれなりに優秀であるが、個人差があり、人間関係、職場によく適応できている者がある一方、卒業生職場に適応できず、プリセプターが苦勞する場面のある者もいる。概して何事にも一生懸命取り組んでいる。

「J大学医学部臨床関連病院I病院」（所在地：群馬県伊勢崎市）

就職後、職場にとけこみ一生懸命働いている。また、楽しく業務に取り組んでいて、大変微笑ましいということだった。卒業生の特徴は、皆、素直であること、自分を理解できていること、自分に期待されていること、望まれていることが自分自身でしっかり理解しており、それに向かって一生懸命取り組んでいることが伺える。他校出身者と一概に比較することは難しいが少々、技術面で劣ることが見受けられるという評価を得ている。

「H病院」（所在地：群馬県川場村）

短期大学の教育3年間で下地ができていることが伺える。理論的にものを考えることができること、問題意識をもって仕事ができる、自分自身、あるいは業務において問題点を見いだす能力を持っていることが見受けられる。3年間受けた教育の良さが見受けられ将

来が楽しみである。院内の症例発表などでは優れた発表をしている。

以上、就職先病院での卒業生の評価は概して良い。評価されているまたは逆に課題として言及されたのは、姿勢、看護観、職場適応、課題意識、問題解決能力、看護技術、リーダーシップ等であった。

③地域社会への貢献

さらに、開設以来6年間高山村のみに所在した本学は、県内医療機関や地域での実習、公開講座の実施、図書館の地域開放、教員の自治体の委員や講座講師の受任、教員と地域団体との共同研究の実施、学生の地域の行事への参加・ボランティア活動などのかたちで、地域社会と協働する資源として一定の機能を担ってきた

2) 短期大学としての限界と四年制大学設立の不可欠性

以上のように短期大学として6年間、教育研究を重ねてきたが、本学の設立目的、教育目標を実現し、さらに、保健医療系高等教育機関として地域と社会の要請に応じていくためには、以下3点において短期大学の体制では限界があり、四年制大学を設立することが不可欠である。

①看護職・理学療法士養成施設としての四年制大学設立の不可欠性

一つは、現在および今後の保健医療職者に求められている成熟した国際社会を生きる豊かな教養と人間性、科学的な思考力、人とかかわる力、創造する力、自ら学んでいく力を備えた看護職、理学療法士を養成するうえの不可欠性である。ここで、人間性とは、老いや幼さや困難を負いつつ生きる人の尊厳と生活の質の確保という高次の人間課題に対応できるような資質であり、また、科学的な思考力は、高度の専門知識・技術・判断力・分析力・問題解決能力、関連諸分野の包括的知識等を含む。

短期大学の設置目的、教育目標を達すべく、先述の通り、とくに高齢者のケアと、予防からリハビリテーション、さらに、救命救急医療、歯科保健、生活環境等を包括した地域ケアに重点を置いた教育課程を編成・実施するとともに、看護学科では、地域社会を越えて国際社会への貢献を願って国際保健医療協力に関わる科目を、理学療法学科では、理学療法の対象の多様化に応じて多領域の専門性を培えるよう科目を設定・実施してきた。設置

目的および教育目標を達するため、先述の通り、高齢者のケアと、予防からリハビリテーション、さらに、災害対応をも念頭においた救命救急医療、歯科保健等を包括した地域ケアに重点を置いた教育課程を編成・実施するとともに、地域社会を越えて国際社会への貢献を願って国際保健医療協力に関わる科目を設定・実施してきた。理学療法士の養成についても同様に、理学療法士養成の基本的教育課程のうえに、包括的な地域ケアを重視し、在宅ケア理学療法学、生活環境論等の科目とともに、理学療法の対象の多様化に応じて多領域の専門性を培えるよう科目を設定・実施してきた。が、3カ年の教育課程では、看護師養成、理学療法士養成の基本的教育課程の十分な実施のうえに、包括的な地域ケア、さらには看護学科では国際保健医療協力に関する教育等、理学療法学科では、理学療法の多領域の専門性を培う教育を十分実施するには限界があった。

さらに、先述看護学科卒業生就職先病院看護部長の回答にもあったように、今後の保健医療専門職者には、ますます、高い専門性発揮の基盤となる人間性や広い見識が求められているが、3カ年の教育課程では、それらを培うための教養科目、専門基礎科目の十分な設定・実施に限界があった。

以上、本学が看護師・保健師・理学療法士養成施設としての使命と目標を達するためには、短期大学ではなく、四年制大学とすることが不可欠である。

②学術研究拠点としての四年制大学設立の不可欠性

2つめは、高度化・多様化しあるいは複合的ニーズに対応し得る保健・医療・福祉実践を根拠づけ、その進展を可能にする知の創造、すなわち学術研究の拠点となるうえでの不可欠性である。

保健医療の高度化の背後には、それを裏付け、可能にする学術研究の蓄積・発展がある。学術研究の創出拠点は、大学院、大学、研究所、学会である。短期大学を含め大学教員は教育と研究が職責であるが、高等教育機関の機関としての研究機能は、研究者養成機能を含めて一義的に大学院、大学附属研究所、そして大学によって担われる。

昭和 39 年に 1 校目、昭和 54 年に 2 校目が設置された看護系の大学院は、平成 15 年 4 月現在、博士後期課程（博士課程）15 校、博士前期課程（修士課程）56 校、平成 8 年に初めて設置された理学療法学の大学院は、平成 15 年 4 月現在、博士後期課程（博士課程）8 校、博士前期課程（修士課程）15 校と急速に整備されてきた。これらが、研究の実施・成果創出と研究者養成の場となって、研究成果の発表と、研究者の相互研鑽の場である学会

の活動と相俟って、看護学、理学療法学の研究蓄積・知の創出が進んできた。四年制大学は、学会活動を含む教員個々の、あるいは共同・組織的な研究活動によって、大学院に準じる機能を担う。四年制大学の設立は、本学が看護学、理学療法学の揺るぎない知の創出拠点であることを、教員個々の研究努力によってのみでなく、組織的に確保するうえで欠かせない。

③群馬県北部の保健医療サービスに貢献するうえでの四年制大学設立の不可欠性

大学等が創出する知は広く社会と学問の発展に帰されるが、保健医療にかかわる学問は、工学などと同様、実践と不即不離である。社会の運営に産・官・学・民の協働が不可欠となったなか、自らあるいは公的機関や民間事業所や市民との協働により、保健医療系高等教育機関は、システム・手法・技術の共同開発、実態解明、専門的助言等のかたちでその地域の保健医療あるいは福祉サービスや地域づくりに直接貢献する使命を負っている。

本学は、自然に囲まれ、人口が少なく、より高齢化が進んだ群馬県北部吾妻郡高山村と、都市である高崎市の両方に校舎をもっている。図1は、群馬県内の大学（短期大学を含む。以下同じ）の、図2は、同じく看護学、理学療法学部門をもつ大学の分布である。全体でも、看護学、理学療法学部門をもつものに限っても、群馬県内の大学は、県中央部に偏在しており、県北部地域には、唯一本学が在るのみである。本学が四年制大学となってより専門性を高めることは、群馬県北部の保健医療サービスへの直接の貢献という点でも意義は大きいと考える。

3) 教育研究上の理念、目的

以上より、看護師、理学療法士を養成する三年制の群馬パース学園短期大学、および保健師を養成する一年制の地域看護学専攻科を廃止し、四年制大学を設立することが不可欠と判断し、以下のとおり群馬パース大学を設置する。

①理念

Paz は、平和を意味するポルトガル語、パース(*Paz*)に由来する。同時に、*Paz* には、この3文字を頭文字とする *Pessoa* (個性)、*Assistencia* (互助)、*Zelo* (熱意) の意味が与えられている。

すなわち、群馬パース大学は、

Paz (平和)

平和で公正な社会の発展、
Pessoa（個性）
個人の尊厳と自己実現、
Assistencia（互助）
多様な人々の共存と協調、
Zelo（熱意）
知の創造、
への貢献、を理念とする。

②目的

豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、知の創造を通じて国際社会、地域社会に貢献し、保健・医療・福祉サービスとの協働を通じて、地域の人々に貢献することを目的に、群馬パース大学を設置する。

（2）どのような人材を養成するか

群馬パース大学は、成熟した国際社会を生きる豊かな教養と人間性、科学的な思考力、人とかかわる力、創造する力、自ら学んでいく力を備えた看護職、理学療法士を養成する。
ここで、人間性とは、老いや幼さや困難を負いつつ生きる人の尊厳と生活の質の確保という高次の人間課題に対応できるような資質であり、また、科学的な思考力は、高度の専門知識・技術・判断力・分析力・問題解決能力、関連諸分野の包括的知識等を含む。

詳細は、2. 学部、学科の特色、及び3. 教育課程の編成の考え方及び特色、において述べる。

2. 学部、学科の特色

(1) 保健科学部の特色

群馬パース大学に保健科学部を設置する。保健科学部は次の学部目標を掲げる。

群馬パース大学保健科学部は、

- 一、成熟した国際社会を生きる豊かな教養と人間性、科学的な思考力、人とかかわる力、創造する力、自ら学んでいく力を育てること、
- 一、地域保健医療、国際保健活動、災害時保健活動等に対応し得る、高度な専門知識・技術と幅広い連携・協働活動の能力を備えた保健医療専門職を育成すること、
- 一、質の高い研究成果を、教育、地域の保健・医療・福祉サービス、産業経済、文化へと還元すること、
- 一、環境、条件、特性を異にする郡部（高山村校舎）と都市部（高崎校舎）の両地域で、それぞれに最適有効な保健・医療・福祉サービスの提供に貢献すること、を目標とする。これらを実現するために、保健科学部に看護学科と理学療法学科を置く。

(2) 看護学科の特色

保健科学部看護学科は、豊かな人間性と高度の専門知識・技術を有し、広く社会に貢献できる看護職の養成を目指す。

学科教育目標として次のことを掲げる。

- 一、生命の尊厳を認識し個人の人格を尊重する、豊かな人間性と高い見識の育成
生命、人間、社会に対する深い理解に基づく、高度に知的、道徳的な人間性を育成し、看護職としての高い倫理観と社会的使命感の礎とする。
- 一、看護の基本的知識・技術に基づき、ヒューマン・ケアを実践できる能力の育成
科学的思考に基づいたきめ細かい看護技術教育を通じて判断力、応用力を養い、卒業直後から指導や助言のもとに独力で的確な看護ケアができる実力を付与する。
- 一、看護の向上を目指し、自己研鑽する力の育成
常に問題意識をもって実践活動に取り組もうとする姿勢と研究的な視点を養い、生涯にわたって自己の研鑽を続けるとともに、看護学の発展に貢献していくための基盤を

形成する。

一、保健・医療・福祉・その他の領域との協調性と調整能力の育成

協働システムの中で、それぞれの固有性を発揮して機能するための基礎能力として、臨床看護における確かな実践力を養う。同時に、医療の場が臨床から広く地域へと拡がりつつある中で他職種との協働活動を展開するための幅広い視野と知識、調整能力を育成する。

一、看護をとおして地域社会、国際社会に主体的かつ創造的に貢献できる力の育成

多様な文化や価値観を受け入れる柔軟性を養い、新たな活動の場で看護の創造性を発揮できる能力を育成するとともに、国際保健活動、災害看護等の領域における実践力を養う。

本学科は保健師並びに看護師の国家試験受験資格取得に対応するカリキュラムを設定し、看護の専門性を発揮して保健・医療・福祉のさまざまな場で活躍できる人材を育成する。また、群馬県北部地域の卒後教育の核として、現任看護職の研修、研究活動を推進する役割を担うとともに、看護学科、理学療法学科の2学科をもつ本学の特色を活かして、分野間協働による質の高い保健医療および関連研究の創出をめざす。

さらに、次世代を担う子どもの健全な成長を支える人材の育成を目指し、将来に向けて養護教諭一種免許取得への対応、並びに、助産師課程の設置準備にも取り組む。

(3) 理学療法学科の特色

保健科学部理学療法学科は、次の学科教育目標を掲げる。

一、人を広く深く理解し、人と関わりあえる理学療法士の育成

対象の多様化に伴い、子どもから高齢者まで、健常者から障害者まで、心身及びそれらを取り囲む環境について理解できること。さらに、それらの人々と関わりあえるよう、幅広い教養、基礎知識とコミュニケーション能力を備えること。

一、チーム医療の実践、他職種と連携できる理学療法士の育成

チーム医療を実践できる協調性を備えること。さらに、思考力・判断力・コーディネート力・指導力を持ち、問題解決ができること。

一、広範な理学療法ニーズに対応できる理学療法士の育成

急性期から回復期、維持期リハビリテーションまで幅広い場面で活動できること。さらに、リハビリテーション活動にとどまらず、健常者・障害者の健康維持に貢献

できること。そのために高度は医療・保健・福祉及び理学療法の知識と技術を持つこと。

一、地域リハビリテーション領域で活躍できる理学療法士の育成

地域に密着した立地条件を生かした教育を通じて、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等の地域リハビリテーションを理解し、実践できること。

一、多様化するニーズに応えられる理学療法士の育成

科学的思考に基づいた確かな基盤を築きつつ、ニーズの変化に柔軟に対応するため、みずからを伸ばしていこうとする情意と想像力を備えること。

本学科は理学療法士国家試験受験資格取得に対応するカリキュラムを設定する。高齢化の進行する我が国の保健医療福祉の担い手として、高度な専門性を備えるとともに、地域リハビリテーション等、今後、理学療法士による活動の更なる拡大が期待される様々な領域で専門性を発揮できる人材を育成する。また、県北地域の卒後教育の核として、現任者の研修、研究活動を推進する役割を担うとともに、看護学科、理学療法学科の2学科を有する本学の特色を活かして、保健医療および関連研究における分野間協働による質の高い保健医療および関連研究の創出をめざす。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

本学部のカリキュラムは教養科目群、専門基礎科目群、専門科目群から構成される（図3）。各科目群の編成の考え方及び特色は次のとおりである。

1) 教養科目群

看護学科、理学療法学科に共通の科目群として教養科目群を設定する。科目群としての教育目標を次のとおり掲げる。

一、人間に関する幅広い理解や関心の陶冶

一、社会と社会生活に関する見識、社会人としての判断力など、社会的能力の陶冶

一、専門性の質を高めることにつながる、関連領域の知識・技術の習得

一、専門教育の基礎となる科学的思考、判断力、人間関係能力、主体的姿勢の陶冶

本科目群は、人間、言語と文化、生活、成熟社会の4科目領域に幅広い授業科目を設定する。人間科目領域は心理学、老年心理学、教育学、生命科学、生命倫理、スポーツ科学等の科目を開設し、人間に対し様々な側面から理解を深める。言語と文化科目領域ではこれからの国際社会において必要性の高い外国語として英語、中国語、スペイン語、ハンガール語を開設する。特に、英語は本学部が重視する国際保健医療に貢献できる人材育成の基礎として位置づけ、国際保健医療協力の現場での実践に通じる教育を行う。

生活科目領域では生活学、家族学、地域社会学等の科目を開設し、本学が重視する包括的な地域ケアの基盤として、地域社会と生活者に対する理解を深める。

成熟社会の科目領域では法学、経済学、国際関係論、環境論等の科目を開設し、現代社会に対する幅広い見識と判断力、社会の変化の中で物事の本質を見極める力を養う。

また、このほかに、社会人特別選抜による入学者等を対象に、専門教育の基礎となる生物学、化学、物理学、英語等の基礎知識を強化するための科目を設定する。さらに、各専門領域の教員によるオムニバス方式の講座を開講し、保健医療および関連領域に対する幅広い興味・関心を持たせ、学習意欲を高めることをねらう。

2) 専門基礎科目群

専門基礎科目群は看護学科、理学療法学科における専門教育の基礎となる科目を開設し、その一部を看護学科、理学療法学科合同科目とする。

【看護学科】

看護学科の専門基礎科目群では、看護の対象である人間を様々な角度から洞察し、理解する。また、自己の健康観、看護観の形成を促す。そして、人の健康に関わる社会環境や学習・教育、専門科目の理解を深めるための関連領域について学ぶ。理学療法学科との合同開設科目を設けることにより、それぞれの専門性の違いに対する理解を深め、チーム医療に対する基本姿勢を養う。

以上の目標を達成するため、本科目群は、臨床科目群と地域科目群に幅広い授業科目を設定する。

臨床科目群には、人間および人体の構造と機能に関する細分化された知識体系の中から、看護に必要な基本的知識を統合する科目として、解剖学、生理学、生化学、生命科学、リハビリテーション工学基礎を設定する。人間の正常な構造・機能が常態を逸脱していく過程、その結果としての疾病の状態及び回復の過程を学ぶ科目として病理学、免疫感染症学、病態栄養学を設定する。これらの科目は生理学、生化学、薬理学、栄養学（含食品学）等の知識と関連づけて理解を深めることをねらう。人間のライフサイクルに応じた精神の発達特性を理解するために発達心理学を、また、精神発達の歪みについて理解するために臨床心理学を開設する。専門教育の導入として看護学入門を、専門領域の理解を深め、看護観の形成に資するために緩和医療学を、理学療法学の領域から、概論リハビリテーション工学基礎を開設する。

地域科目群には、公衆衛生学、健康管理論、疫学・保健統計、社会福祉・社会保障制度論、地域保健行政、社会福祉・地域サービス論を設定し、健康や保健の概念、疾病構造の地理的・歴史的な変化、環境保健、保健システムと予防医学についての基本的な知識の習得を目指すとともに、疫学的な問題の究明と解決の手法を理解させる。これらの学習をとおし、地域の健康問題に対応する力量を形成し、ヘルスプロモーションを推進していくための基礎を築く。また、専門領域の理解を深め、豊かな看護観の形成に資するために救急法、歯科保健、カウンセリングを開設する。理学療法学の領域からリハビリテーション概論を開設する。さらに、国際医療協力、国際医療協力演習の科目を設定し、異文化を受け入れる柔軟性を養い、国際協力の枠組みと国際社会における保健医療の役割について理解を深める。国際医療協力演習では開発途上国における保健ボランティア活動に参加することをとおして海外の保健医療の現状を知り、異文化を体験的に理解する。

【理学療法学科】

理学療法学の専門基礎科目群は「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3領域からなり、専門教育に直結する知識と技術、及び、専門教育の理解と理論づけの基礎として必要な授業科目を設定している。

「人体の構造と機能及び心身の発達」の領域では、人体の構造と機能について理解させるために解剖学、生理学、運動学に関する科目を多数開設し、段階的・系統的に教育する。また、人間の心身の発達について理解させるために人間発達学、発達心理学、生命科学等の科目を開設する。

「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の領域では医療概論、薬理学、公衆衛生学、内科学、外科学等の科目を開設し、人間の正常な構造・機能が常態を逸脱していく過程、その結果としての疾病の状態及び回復の過程をミクロおよびマクロに捉える力を養う。

「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の領域では専門教育の導入としてリハビリテーション概論を開設する。さらに、リハビリテーション医学、臨床心理学、看護学概論、作業療法概論、言語聴覚治療概論、社会福祉・地域サービス論等の科目を開設し、理学療法学と関連の深い他領域について広く学ぶことをとおして視野を広げ、専門領域の理解を深めることを狙う。また、国際医療協力、国際医療協力演習の科目を設定し、異文化を受け入れる柔軟性を養い、国際社会における保健医療の役割について理解を深める。

【合同科目】

各学科の専門基礎科目のうち、人間及び人体の構造・機能を理解する解剖学、生理学、生化学、発達心理学等の科目、並びに、保健・医療・福祉の基本的概念を理解する医療概論、公衆衛生、社会福祉・サービス論、国際医療協力等の科目を合同科目とする。また、各学科の専門領域に関する概論であるリハビリテーション概論、看護学入門を合同科目とする。これらの科目を他学科の学生とともに学ぶことをとおして学生の視野を広げ、他職種による協働活動の基盤を形成することをねらう。

3) 専門科目群

専門科目群は看護学、理学療法学それぞれの高度な専門知識・技術を教育する科目をもって構成する。

【看護学科】

看護学科の専門科目群は科学的で高度な専門知識・技術の教育、専門職としての十分な倫理観の涵養、専門職としての生涯学習につながる基盤の形成、自己も他者も尊重し人間

関係を構築できる力の形成を目指し、基礎看護学、地域看護学（在宅看護論を含む）、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学の7領域を柱として講義・演習・実習科目を構成する。また、社会に貢献していくために、看護のより高い専門性を培うことを目指し、災害看護、救急看護等の科目を設定する。

基礎看護学では各看護学に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ。また、教養科目の中で培った人間理解・人間形成をさらに推し進め、看護における倫理性、責任性、自律性について洞察を深める。さらに、チーム医療・看護ケアにおけるリーダーシップ及びケアマネジメントができる能力を養う。

地域看護学（在宅看護論を含む）では公衆衛生看護及び継続看護の基本理念を学び、人々の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中で捉え、これらの人々を援助するとともに、組織的な手法を用いて人々の主体的な活動を引き出し、問題解決を支援していく能力を養う。保健医療福祉行政の基礎的知識を踏まえ、地域の健康問題解決に必要な社会資源の評価・調整・開発ができる能力を養う。また、在宅ケアの領域におけるケアマネジメント能力を育成し、地域ケアシステムの構築と発展に貢献するための基礎を培う。

母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学の各領域においては、ライフサイクル、健康レベル、疾病・障害に対応した看護を学ぶ。看護の対象及び目的を理解し、それぞれに応じた看護の方法を用いて援助を行うための創造力、判断力を養う。各領域の特論として、母子看護特論、臨床看護管理学、看護カウンセリングを開設する。臨床看護管理学は、地域の現任者への継続教育機会の提供にもつなぐべく準備をしていく。

看護技術教育については基礎看護学と臨床看護学の各領域を貫く教育目標と教育計画を設定し、卒業までの段階的な学習により実践に耐えうる基本的技術の習熟を目指す。更に、災害看護では災害時という特殊な状況下における看護職としての役割を考え、看護の基本的知識・技術を統合し、対象に合わせて適用していく方法を学ぶことをとおして、看護における応用力・創造力の開発を促進することをねらう。

また、看護研究論、卒業研究を開設し、高度な専門性を追求し続ける看護実践者に必要な、看護研究に関する思考力と創造性を養う。

【理学療法学科】

理学療法学科の専門科目群は5つの領域からなり、理学療法士としての知識・技術及び態度を養うための授業科目を設定する。「基礎理学療法学」の領域では、理学療法学の基

礎的な知識として理学療法概論、基礎理学療法学等の科目を開設する。また、生涯にわたって、理学療法の実践・研究に携わり、理学療法の学問体系の確立に貢献していくための基礎として理学療法研究論と卒業研究の科目を開設する。「理学療法評価学」の領域では、対象の状態の観察、情報の収集と評価の方法など、理学療法の評価にかかわる知識・技術の習得に必要な科目を設定する。特に、短期大学では設定できなかった系統別の評価法をも設定する。「理学療法治療学」の領域では、理学療法の一つの柱である運動療法について、疾患別の治療法を習得させる。また、理学療法のもう一つの柱である物理療の理論と技術を習得させる。さらに、その他の治療手技として義肢・装具学、徒手系理学療法学や、本学が重視している地域リハビリテーション活動の基礎ともなる高齢者理学療法等の科目を開設する。「地域理学療法学」の領域では対象の生活の場における環境を理解し、日常生活・社会生活の維持拡大に必要な理学療法の知識・技術を習得させるための科目として、日常生活活動学、地域理学療法学、生活環境学等、地域理学療法の実戦に向けた科目を開設する。第5の領域は、後述「臨床実習」の領域である。

4. 教育方法及び履修指導方法

看護学科、理学療法学科とも、1年次から専門科目を配置し、教養科目群、専門基礎科目群、専門科目群がモザイク状に進行するようにカリキュラムを構成する。それにより、入学直後から看護学・理学療法学の深みと広がりを感じ取らせ、それぞれの専門領域に対する主体的な学習姿勢を育成するとともに、学習の進行段階に応じて学生が自ら思考し、学びを統合していくことを狙う。

また、専門科目群においては講義科目と実習科目を組み合わせることで開設し、理論と実践を結びつけて理解させることをねらう。

看護学科は1年次に豊かな人格を養うための教養科目群、並びに、人体の構造と機能を理解するための解剖学、生理学等の専門基礎科目群を配置する。また、看護への動機づけのために専門分野の基礎看護学概論、看護ケア方法論を配置し、専門領域に対する興味と学習に向かう姿勢を育てる。さらに、病棟における見学実習を実施し、看護の対象を理解するための導入とする。2年次及び3年次前期には臨床看護学・地域看護学の各領域における概論・各論の講義及び演習を配置し、看護の実践に必要な基本的知識と技術を習得する。3年次後期及び4年次には臨地実習を配置し、看護学の理論と実践の統合を図る。また、4年次に卒業研究を配置し、臨地実習における実践をとおして看護の研究課題を見出し、それを追求する姿勢を養う。

理学療法学科は1年次に豊かな人格を養うための教養科目群、並びに、人体の構造と機能を理解するための解剖学、生理学等の専門基礎科目群を配置する。さらに、理学療法への動機づけのために専門分野の基礎理学療法学を配置し、専門領域に対する興味と学習に向かう姿勢を育てる。2年次には疾病と障害を理解するための専門基礎科目群を配置し、授業科目の教育の効果を上げるために、見学実習を行う。また、理学療法の基本的知識と技術を身につけるための専門科目群を習得させる。これらの理学療法の基本的知識と技術に関する科目は2年次の授業科目に引き続いて3年次に実習科目を配し、臨床の場で理学療法の評価を実習する。4年次には学習内容の集大成としての総合臨床実習を配し、理学療法における評価と治療の一連の活動を実習することをとおして理学療法学の理論と実践の統合を図る。

__教員は本学関連施設を中心とする実習施設で臨床指導を担当する者と随時連携を図り、具体的な看護・理学療法の実践並びに学生指導における技術と環境を整え、その向上に努

力する。

教育指導体制は学年担任を配置して学年のまとまりを重視し、教員と学生、学生同士が互いに学び会える環境を整える。また、チューター制度を導入し、個々の学生の学習到達度や学習ニーズの把握と学習指導をきめ細かく行うとともに、学生の生活全般にわたる相談・支援を行う。

教育環境は学生の主体的学習を支援するために演習室・実習室・情報処理室・図書館を配置する。演習室は学生が常時利用できる体制を整え、学内の随所に設置する談話コーナーとともに学生同士のディスカッションやグループ学習に供し、その促進を図る。また、技術演習科目の進行にあわせて実習室を随時開放し、主体的な学習・研究を支援する。情報処理室は学生2人に対して1台のパソコンを配置し、常時学生の使用に供する。図書館は生命科学領域を中心に社会科学、人間科学を含む幅広い領域の図書・学術資料を配架するとともに、医学中央雑誌等の文献検索システムを学生が常時利用できる体制を整える。図書館は地域に開放し、県北地域を中心とした保健医療福祉関係者や一般住民に広く学習の場を提供する。

履修科目は必修科目を専門職の養成に必要な最低限の科目に抑え、学生の興味・関心に対応すべく選択の幅を広げている。履修指導においては学生自身の自由な興味・関心を尊重しつつ、バランスのとれた科目選択を促していく。履修モデルを表1に示す(表1)。

5. 入学者選抜の概要

短期大学において、一般入試、学校長推薦入試、自己推薦入試（看護学科のみ）、指定校推薦入試（看護学科のみ）、社会人入試を行い受験生の選抜を行い広く優秀な学生の選抜を行ってきた。また、すべての入試において面接を実施し、人物考査を重視してきた。

四年制大学では、看護学科、理学療法学科ともに学校長推薦入試（指定校推薦含む）、地域特別推薦入試、特別奨学生入試、社会人入試（リカレント、指定施設入試含む）、帰国子女入試、一般入試、センター入試（平成 19 年度より導入予定）を行い、短期大学時よりさらに幅広く優秀な受験生の選抜を行うとともに、受験生の受験機会が多くなるよう複数の入試選抜を行う。さらに、すべての入試において面接を実施し、人物考査を重視する。

また、看護学、理学療法学を含む全般的な四年制大学志向の高まり等に鑑み、四年制大学に編入学を希望する者が存在するものと考えられることから、欠員が生じた場合、3年次への編入学試験を実施する。

6. 資格取得への対応

【看護学科】

1) 取得可能な資格の一覧表

看護学科を卒業することにより得られる資格は表2のとおりである(表2)。

なお、将来に向けて、養護教諭1種免許、助産師国家試験受験資格が取得できるよう教育内容および体制の整備をはかっていきたい。

2) 実習の具体的計画

①実習先の確保の状況

実習予定施設は、表3 実習施設一覧のとおりである(表3)。

②実習先との連携体制

a. 臨床実習

学内の実習委員会において臨床実習全体の計画・指導方法について連絡協議を行い、実習委員会の代表は、年間の実習計画について施設の実習調整師長と連絡調整を行う。各実習施設との間では定期的に実習連絡会議を開催し、実習計画・実習方法等についての連絡協議を行う。さらに、教員と臨床指導者の間で、受け持ち患者の選定、学生の学習状況、実習評価、対象者に問題が生じていないかなどの事項について実習期間をとおして連絡・協議を行う。また、教員は施設の現状に即した指導を行い、教員自身の看護実践家としての臨床能力を高めるために、実習施設において継続的に看護実践を行う。短期大学で実施していた臨床指導者講習会を施設ごとに継続して実施し、実習指導者の看護実践と教育の質的向上のために研修の機会を提供する。

b. 地域実習

保健福祉事務所実習は群馬県保健福祉部医務課との調整により、また、市町村実習は管轄保健福祉事務所を交えての各市町村との調整により実習配置計画を作成する。実習プログラムや個々の学生の教育指導に関する事項等、個別の内容については個々の施設との間で定期的に開催する実習連絡会議において協議をおこなう。教員と実習担当保健師は実習グループ毎に実習する保健事業の選定、学生の学習状況、実習評価等の事項について、実習期間をとおして連絡・協議を行う。

③教員及び助手による巡回指導計画

教員は実習の開始に当たって実習の到達目標を明確に示し、学生の学習の方向づけを行うとともに、指導者間の共通理解を得て指導を進める。助手は実習期間をとおして実習施設に常駐し、教員の監督・指導のもとで、専門領域の看護実践者として看護判断に基づく看護技術の実践課程を学生に示しながら、ベッドサイドや保健事業実践場面での指導を行う。

各実習領域における学生の配置と教員及び助手による巡回指導計画は次のとおりである。

a. 臨床実習

1 年次後期に基礎看護学実習Ⅰ1 単位（1 週間）を実施する。学生 7～8 名を 1 グループとする 9 グループを 9 病棟に配置し、一斉に実習を行う。教員または助手 9 名が指導に当たる。各病棟に 1 名が常駐し、実習期間をとおして担当する学生の指導に当たる。

2 年次前期に基礎看護学実習Ⅱ2 単位（2 週間）を実施する。学生 6～7 名を 1 グループとする 11 グループを 11 病棟に配置し、一斉に実習を行う。教員または助手 11 名が指導に当たる。各病棟に 1 名が常駐し、実習期間をとおして担当する学生の指導に当たる。

3 年次後期に成人看護学実習 8 単位（8 週間）、老年看護学実習 4 単位（4 週間）、母性看護学実習・小児看護学実習・精神看護学実習各 2 単位（各 2 週間）を実施する。学生の配置は表 4 平成 19 年度臨床実習配置表のとおりである（表 4）。

成人看護学実習は周手術期・回復期の看護と慢性期の看護を各 4 週実習する。学生 5～8 名を 1 グループとし、10 グループを周手術期・回復期の病棟 3 か所と慢性期の病棟 3 か所に配置する。同時に行う実習は 4 グループ、2 施設を最大とする。1 施設につき助手 1 名が常駐する他、2 名の教員が実習期間をとおして巡回し、学生の指導を行う。

老年看護学実習は老人保健施設で 1 週、病棟で 3 週の実習を行う。老人保健施設での実習は 5 名を 1 グループとし、1 施設に配置する。同時に行う実習は最大 2 グループとする。実習初日及び実習期間中に教員が施設を巡回し、学生の指導を行う。病棟での実習は 5 名を 1 グループとし、1 施設に配置する。同時に行う実習は最大 2 グループとする。助手 1 名が施設に常駐するほか、教員が実習期間をとおして巡回し、学生の指導にあたる。

母性看護学実習は病棟で 2 週間の実習を行う。学生 5 名を 1 グループとし、2 施設に配置する。同時に行う実習は最大 2 グループ、2 施設までとする。教員 1 名、助手 1 名が交代で施設に常駐し、学生の指導に当たる。

小児看護学実習は保育所で 1 週、病棟で 1 週の実習を行う。保育所での実習は学生 5 名

を1グループとし、2施設に配置する。同時に行う実習は1グループまでとする。実習初日及び実習期間中に教員が施設を巡回し、学生の指導を行う。病棟での実習は5名を1グループとし、3施設に配置する。同時に行う実習は最大2グループ、1施設とする。助手1名が施設に常駐するほか、教員が実習期間をとおして巡回し、学生の指導にあたる。

精神看護学実習は精神科病棟で2週間の実習を行う。学生5名を1グループとし、2施設に配置する。同時に行う実習は最大2グループ、1施設とする。助手1名が施設に常駐するほか、教員が実習期間をとおして巡回し、学生の指導にあたる。

b. 地域実習

4年次前期に在宅看護実習2単位（2週間）、並びに地域看護学実習3単位（3週間）を実施する。学生の配置は表5 平成20年度地域実習配置表のとおりである。

在宅看護実習は訪問看護ステーション、グループホーム、在宅介護支援センターで各1週の実習を行う。学生5名を1グループとし、同時に行う実習は最大で9グループ、9施設とする。教員3名、助手2名が実習期間をとおして巡回し、学生の指導にあたる。

地域看護学実習は在宅高齢者の家庭訪問、保健所、市町村保健センターで各1週の実習を行う。在宅高齢者の家庭訪問は学生1名が対象者1名に対し期間中に3～4回の継続訪問を行う。教員3名、助手2名がそれぞれ12～15名の学生を受け持つ。教員及び助手は訪問計画、看護技術について学内で指導を行い、必要に応じて訪問に同行する。保健所の実習は学生5名を1グループとし、11施設に配置する。同時に行う実習は7グループ、7施設とする。市町村保健センターの実習は学生2～3名を1グループとし、20施設で行う。同時に行う実習は10グループ、10施設までとする。教員3名、助手2名が実習期間をとおして巡回し、学生の指導にあたる。

①実習施設における指導者の配置計画

a. 臨床実習

各病棟実習においては1施設毎に1名の実習調整師長、実習病棟毎に1名の臨床指導者を配置する。実習調整師長は実習全体の調整、実習指導者・病棟看護管理者の相談・指導にあたる。臨床指導者は学生の看護計画立案に対する助言を行い、学生が受け持つ対象者のケアに責任を持ち、対象者のケアの立場から指導を行う。また、対象者へのケアの実践においては臨床指導者の調整のもとで担当看護師が直接学生の指導を行う。

老人保健施設においては1施設毎に臨床指導者として看護職1名を配置する。臨床指導者は実習全体の調整を行い、学生が受け持つ対象者のケアに責任を持ち、対象者のケアの

立場から指導を行う。

保育所においては施設毎に実習担当者として保育士 1 名を配置する。実習指導者は実習全体の調整、学生の指導を行うスタッフの相談・指導に当たる。

b. 地域実習

訪問看護ステーションにおいては施設毎に 1 名の実習担当者を配置する。実習担当者は実習全体の調整、学生の指導を行うスタッフの相談・指導に当たる。学生はスタッフの訪問に同行し、スタッフとともに看護の一部を実施する。学生を同行させるスタッフは対象者のケアに責任を持ち、対象者のケアの立場から学生に対する指導を行う。

グループホームにおいては施設毎に 1 名の実習担当者を配置する。実習担当者は実習全体の調整、学生の指導を行うスタッフの相談・指導に当たる。

在宅高齢者の家庭訪問は市町村保健センターに実習担当者 1 名を配置し、市町村保健センターを拠点として学生が個別に対象者の家庭を訪問する。実習担当者は大学教員を介して訪問結果の報告を受け、次回訪問計画に対する助言を行う。また、必要に応じて学生の訪問に同行する。そのことをとおして対象者のケアに責任を持つ。

保健所、市町村保健センターにおいては、実習施設毎に 1 名の実習担当者を配置し、実習担当者は実習全体の調整、学生の指導を行うスタッフの相談・指導に当たる。実習内容に応じて実習施設の全看護職員が学生の指導にあたる。

3) 教育課程と指定規則との対比表

教育課程と指定規則との対比表は表 6-1～3 のとおりである。

【理学療法学科】

1) 取得可能な資格の一覧

理学療法学科を卒業することより得られる資格は、表 2 のとおりである（表 2）。

2) 臨床実習の具体的計画

①実習先の確保の状況

臨床実習施設の承諾を受けている病院・施設は表 8 実習施設一覧のとおりである（表 8）。

②実習先との連携体制

臨床実習に当たっては、臨床実習先に臨床実習指導者を依頼し、本学の臨床実習の教育方針に基づいて臨床実習の目標に向け、本学の実習生の教育を行う。そのためには、本学と臨床実習先との指導体制として、①臨床実習指導者会議と②実習期間中の実習訪問を行い、臨床実習教育が円滑に行われるようにする。

臨床実習指導者会議は、臨床実習に先駆けて本学において開催する。その目的は、本学の教育方針、臨床実習の目的・目標、学生の評価方法等を確認し、本学教員と臨床実習指導者との間で共通の理解を得て、臨床実習を行うものである。

会議では、次のような内容について討議する。

- i 本学の学事報告
- ii 本学の教育方針、臨床実習の目的、目標及びそのガイドラインを明確にし、本学教員と臨床実習指導者とが共通の理解のもとに、臨床実習が進むようにする。
- iii 当該年度の臨床実習計画の説明
- iv 学生の臨床実習に臨む時点での教育内容到達度の説明
- v 本学の教育、臨床実習について意見を交換し、よりよい教育を目指す
- vi 前年度臨床実習上の問題点を明らかにし、当該年度またはそれ以降の臨床実習計画に反映させる

③教員及び助手による巡回指導計画

2年次前期に見学実習1単位（1週間）、3年次後期に評価学実習2単位（2週間）、4年次前期に総合臨床実習Ⅰ7単位（8週間）並びに総合臨床実習Ⅱ7単位（8週間）を実施する。いずれの実習も1施設につき学生1名を配置し、全施設において同時に実施する。

臨床実習期間中、当該教員は臨床実習指導者と連絡をとり、必要に応じて臨床実習施設を訪問し、目標達成状況、臨床実習上の問題点などについて情報交換を行い、学生指導に当たる。

④実習施設における指導者の配置計画

1施設毎に1名の臨床実習指導者を配置する。臨床実習指導者は実習内容の調整、学生が受け持つ対象の選定、学生の実習計画に対する助言、学生が対象者に行う援助に対する指導を行い、学生が受け持つ対象者のケアに責任を持つ。

3) 教育課程と指定規則との対比表

教育課程と指定規則との対比表は表9-1～3のとおりである。

7. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の目的

記録・分析・公表を通じた自らの対象化、透明化によって、教育・研究活動の改善向上をはかるために、自己点検・評価を実施する。

(2) 自己点検・評価の実施体制

教授会のもとに設置する自己点検評価委員会を要に、学部の全学科、教育研究活動に携わる全部門によって点検・評価を実施する。

(3) 自己評価の方法・手順

1) 評価項目

学部の全学科の教育活動、研究活動に関わる全部門の活動を対象とし、以下項目について評価をおこなう。

①教育評価の項目

1. 学生の受け入れ方針

(1)求める学生像、学生募集方法、入試のありかた等の学生受け入れ方針の確立状況

(2)学生受け入れ方針の公表周知とその実施

2. 教育内容

(1)教育課程の内容

(2)各科目の授業の構成

(3)教育課程の展開に必要な教員組織

(4)教育課程に必要な施設・設備

3. 教育方法および成績評価

(1) 各科目の授業形態・方法および成績評価法が適切であり、教育課程と当該科目の特性に合致したものであるか

(2)各科目の授業の内容・形態・方法に見合った教員体制が適切に整備されているか

(3)各科目の授業の内容・形態・方法に見合った施設・設備が適切に整備され、活用されているか

4. 教育の達成状況

(1)単位取得、進級、卒業、資格取得、国家試験合格などの面で、学生が身につけた学力や育成された資質・能力の状況

(2)卒業後の進路の状況

5. 学生に対する支援

(1)学習や生活に関する施設・設備

(2)学生相談の体制が整えられ、効果的に機能しているか

(3)学生への経済的支援

6. 図書館の整備・活動状況

(1)図書等資料の量と質

(2)図書館の施設および設備

(3)図書館の体制および運営

(4)学術情報の検索・入手および他機関との連携・相互協力

7. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1)組織としての教育活動の改善および評価体制の整備

(2)教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制の整備

(3)(1)(2)の評価結果を教育の質の向上改善の取り組みに結びつけるシステムの整備・機能

8. 総合的評価

1.~7.を踏まえた、大学の設置趣旨、教育目標の達成状況

②研究評価の項目

1. 研究体制および研究支援体制

(1)研究そのものを推進または活性化する体制

(2)研究に対する支援やサービス

2. 研究の水準

教員個々人および学内研究グループの業績の水準

3. 研究活動の社会的貢献

地域社会の問題解決（専門実務）への寄与、新技術の開発、知的財産の形成、
政策形成への寄与

4. 総合的評価

1.～3.を踏まえた総合的評価

②教育・研究にかかわる組織運営の評価項目

1. 組織体制（分掌）
2. 職責と裁量の範囲
3. 意思決定過程
4. 情報の流れと管理

2) 評価に必要なデータの収集

評価に必要な以下のデータを、毎年度1回収集し、年報に記録し蓄積する。

学生の受け入れ－入学試験の受験者数・合格者数・入学者数、

入学生の入試種別と学業成績（平均点）の関係

学生の異動－休学、退学、留年者数

教育－カリキュラム、教員の対人数および対科目数の専任比率、
各教員の担当科目数および担当講時数、運営組織、委員会活動の記録、
国家試験

授業の記録（開講全科目について）－科目名、担当者名、対象年次、開講期、
必修／選択、シラバスの活用・対応、重視ないし留意したこと、
授業の方法、教材、その他授業のくふう、学習成果の評価方法、
評価の結果、再試験、不合格者への対応、学生の反応・意見等

客員教授・非常勤講師担当依頼科目への対応

学生の授業評価－対象科目、方法、開講全科目の評価結果の集約

教育活動改善活動

教員の研究活動－刊行物、口頭発表、社会的教育活動、所属学会・研究会・協会、
学会・研究会・協会関連団体等における役職・委員、
国・自治体等公的機関の委員委嘱等、学位取得、受賞、特許取得

3) 評価の期間

4年に1回評価を実施する。

4) 各評価項目の目標の設定－対象期間初年度

各評価項目について、4年後の評価実施時に達成してきたい目標状態を設定する。

5) 各指標項目に対する指標の設定－対象期間初年度

評価項目ごとに、実施効果および目標達成効果の測定に用いる「投入した資源」「実施」「実績」の指標を設定する。

6) データの記入－対象期間4年目、評価実施年度

各評価項目の「投入した資源」「実施」「実績」の指標に対応する、対象期間4年間の、年報および各種議事録等に集録されたデータを記入する。

7) 評価項目ごとの一次評価

実施効果率＝（対象期間最終年度末データ－初年度データ）／初年度データ、

目標達成効果率＝（対象期間最終年度末データ－初年度データ）／（目標－初年度データ）

を算出し、それに基づいて、A～Dの4段階評価を行う。

A 十分である

B 概ね十分だが改善の余地がある

C ある程度の成果は認められるが改善の必要がある

D 不十分であり大幅な改善が必要である

8) 評価項目ごとの二次評価

教授会で、指標によって表現しきれない側面・要因・状況等を考慮に入れて一次評価の結果を総合的に検討・点検し、必要な調整や修正を行い、評価を確定する。

9) 報告書の作成と公表

各評価項目の評価結果、およびそれらを集約・分析した結果と見出された課題等の詳細を報告書にまとめ、同結果書を広く公表する。

8. 教育研究活動の状況に関する情報提供の方法及び項目

(1) 年報による情報提供

四年制大学では、年1回、前年の教育研究活動を年報に記録する。年報は、年2回刊行する紀要の毎巻2号（夏発行）に合体させて発行する。これにより公表する項目は、7. 自己点検・評価 (3) 自己評価の方法・手順 2) 評価に必要なデータの収集、に記した全事項である。

(2) 自己評価報告書による情報提供

4年に1回実施する自己評価の結果をまとめて刊行する報告書により、教育研究活動の自己評価結果について情報提供をおこなう。これにより公表する項目は、7. 自己点検・評価 (3) 自己評価の方法・手順 1) 評価項目、に記した全事項である。

(3) その他

参加可能なあらゆる共同利用の教育・研究情報データベースを通じて情報提供をおこなう。

9. 教員の資質の維持向上の方策

(1) 学生による授業評価

四年制大学では、前期および後期末に、全開講科目について学生による授業評価を実施する。各科目の評価結果を学科長を通じて各教員に還元するとともに、結果の総括を年報に記録し、それ自体を機関としての自己評価の対象にすることによって教育活動の改善向上にフィードバックする。

学生による授業評価の内容項目は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①興味、学習意欲もてる講義だったか | ②講義の内容は充実していたか |
| ③講義はわかりやすかったか | ④担当教員は専門家として信頼できたか |
| ⑤担当教員は熱心に授業をしたか | ⑥教材は適切であったか |

これら各項目を次の4段階によって評価する。

- | | |
|----------------|--------------|
| ① と思う | ② どちらかといえば思う |
| ③ どちらかといえば思わない | ④ 思わない |

(2) 教育活動改善 (Faculty Development) の取り組み

四年制大学が社会の要請に応え、より質の高い教育を実現していくために、学生による授業評価の結果の還元等を通じて教員個々の努力を求めだけでなく、次のとおり、大学として組織的な教育内容・方法の改善に取り組む。

1) 教育活動改善担当の設置

教授会のもと、自己点検・評価委員会がその任務の一部とするかたちで、以下のとおり教育活動改善の取り組みを担当する。

2) 教育活動改善に関する研修・研究機会の確保

学内で、教員どうしが、多様な観点から教育活動改善について研修・研究する機会を設ける。また、教員に、学外の教育活動改善のための研修機会に関する情報を積極的に提供し、活用を奨励する。

3) 教員の相互研鑽と協働機会の創出

教養科目に数人の教員の協働担当による「総合講座」を開設する。専従のコーディネーターを置き、同講座が学生にとって有用であるだけでなく、教員の相互研鑽の場ともなるよう運営する。

また、教員相互の授業参加による研鑽の実施について検討する。

4) 教育活動改善の自己評価

教育活動改善活動を記録し、年報に記録するとともに、4年に1度実施する自己評価の対象項目（7. 教育の質の向上及び改善のためのシステム (1)組織としての教育活動の改善および評価体制の整備）とし、その有効性を検証していく。